

社内福利厚生 ハンドブック

太 洋 電 設 株 式 会 社

平成31年2月1日

平成31年 4月30日 改定
令和 2年 3月 1日 改定

令和2年3月1日現在

給与体系に関すること		
1	家族手当(配偶者、子供)	配偶者 10,000円、子供5,000円(年齢は18才まで支給、大学、短期大学、専門学校に就学の場合22歳まで)
2	禁煙手当	5,000円
3	資格手当-1	資格手当は本給に含まれる。期の途中であっても資格証が発行された時点で翌月の支給に加算する。(ただし指定資格-1のみ)また同一資格で下位資格取得済で上位資格取得の場合はその差額を加算する。
4	資格手当-2	資格-2の資格については一時金で支給する。
5	講習手当	指定講習のみ一時金で支給または負担する。
6	技術指導手当	1時間当たり300円(1分5円) 若手従業員に対し、技術指導を行った者に支給する 支給対象者:45歳以上のベテラン技術従業員 実務経験 10年以上 もしくは1級電気工事施工管理技士 または第1種電気工事士の資格を持つもの

平成31年2月1日現在

働き方に関すること		
1	がん検診(市町村)	勤務時間内に受診でき、費用は会社負担
2	ノー残業デー	毎週水曜日、第2及び第4土曜日
3	時間単位有給	年間5日まで、時間単位で年次有給休暇を取得可能
4	入社時からの年次有給休暇取得	入社時から、年次有給休暇を取得可能
5	年次有給休暇の計画的付与	年末年始、GW、夏季休暇等に計画的に年次有給休暇を付与する 年次有給休暇が不足している者に対しては、計画的付与に不足している分、特別に有給休暇を付与する
6	配偶者の出産休暇	配偶者の出産日休暇(2日)
7	産前・産後休暇	産前6週間(多胎妊娠の場合14週)、産後8週間
8	育児・介護休業	詳しくは育児・介護休業規定に規定(男女ともに)
9	育児・介護に関する働き方措置	詳しくは育児・介護休業規定に規定 (短時間勤務、看護休暇、介護休暇等)
10	育児時間	生後満1歳に達しない子を育てる女子(1日2回、1回30分)
11	休職制度	私傷病による欠勤が引き続き30日を超えるとき (就業規則第12条～18条)
12	定年65歳	定年65歳に延長、条件により、70歳まで継続雇用
13	診断書代	会社で求めた場合、会社負担とする

注意:7、産前産後休暇に関しては、健康保険からの出産手当金の対象となることがある。

注意:8、育児・介護休業に関しては、ハローワークからの給付金の対象となることがある。

平成31年2月1日現在

慶弔見舞金に関すること		
1	申請方式	慶弔費は申請方式により支給する
2	慶祝金	本人が結婚する場合
3		本人及び配偶者の出産のとき
4	弔慰金	従業員本人・その配偶者・父母・子女、その他従業員の同居の親族
5	傷病見舞金	入院の場合(傷病により入院して、欠勤が10日以上になった場合)
6	災害見舞金	従業員の現住居が罹災し被害を受けた時
7	子の入学祝い金	小学校、中学校、高校、大学、短期大学、専門学校入学まで

令和2年3月1日現在

給与体系		
1	本給(昇給部分)	昇給による部分(責任等級本給月額表及び責任等級説明に基づき支給。まれに降給もあり得ます。)
2	加給(ベースアップ部分)	ベースアップにより変動する部分(物価等の変動による調整)
3	家族手当(配偶者、子供)	配偶者 10,000円、子供5,000円(年齢は18才まで支給、大学、短期大学、専門学校に就学の場合22歳まで)
4	管理職手当(役職者)	この手当が支給される場合、休日、残業手当は支給されません。
5	休日出勤、残業手当	従来通り計算(管理職手当支給者には支給されません。)
6	禁煙手当	5,000円
7	資格手当-1	資格手当は本給に含まれる。期の途中であっても資格証が発行された時点で翌月の支給に加算する。(ただし指定資格-1のみ)また同一資格で下位資格取得済で上位資格取得の場合はその差額を加算する。
8	資格手当-2	資格資格-2の資格については一時金で支給する。
9	講習手当	指定講習のみ一時金で支給または負担する。
10	技術指導手当	1時間当たり300円(1分5円) 若手従業員に対し、技術指導を行った者に支給する 支給対象者:45歳以上のベテラン技術従業員 実務経験 10年以上 もしくは1級電気工事施工管理技士 または第1種電気工事士の資格を持つもの

参考添付書類

- ・責任等級本給月額表
- ・責任等級説明